

同性婚

JJ1SXA/池

3組の男性カップルと1組の女性カップルが婚姻届を出したが、民法や戸籍法の規定で同性婚が認められていないとして受理されなかった。

そこで、民法や戸籍法の規定は憲法で保障された「婚姻の自由」や「法の下での平等」に反するとして、平成31年(2019年)2月、札幌地裁に、民法や戸籍法の規定を変更しない国の責任、即ち国家賠償を求めて提訴した。

その判決が3月17日に出た、判決は原告らの請求を認めず、原告が敗訴したが、マスコミは、同性婚を認めないのは憲法違反であると裁判所が判断したと一斉に報道し、原告勝訴であるかのような印象を与えた。

この判決には、「人権を尊重した画期的判断だ」と評価する声がある一方で、「耳を疑う」、「司法による立法権の侵害ではないか」という批判的な意見も主張されています。

判決では、憲法の3つの条文が問題となった。

①「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」するという婚姻の自由を保障した憲法24条1項

②「すべて国民は、個人として尊重される」として自己決定権を保障した憲法13条

③「すべて国民は、法の下に平等」であることを保障した憲法14条1項

判決は、①憲法24条1項の「婚姻」は異性婚のことであり、同性婚には触れていないと判断、つまり、憲法24条1項は、異性婚をする自由は保障しているものの、同性婚をする自由については、これを認めているわけでも、禁止しているわけでもない、フラットな規定だと判断した。

②憲法13条の自己決定権とは、髪型や服装、ライフスタイルなど、個人のプライベートなことに国家は口出しをするなどという権利にすぎませんから、同性婚という制度を作るよう国家に求める権利ではありません。

こうした理由で、判決は、同性婚を認めていないとしても、憲法24条1項や憲法13条に違反するとまではいえないと判断した。

判決が「憲法違反」と判断したのは、③憲法14条1項の「法の下での平等」だが、憲法14条に違反するというのは、この1項が保障する「法の下での平等」とは、法律の内容そのものや、法律を適用するにあたって、国民を「平等」に扱いなさいというルールだ。

もっとも、「平等」といっても、すべての国民を等しく扱うことでは無い、憲法の「平等」とは、「等しきものは等しく、等しからずものは等しかざるように取り扱え」ということを意味するので、そのため、法的に異なる取り扱いであったとしても、そこに「合理的な根拠」があれば、憲法14条1項には違反しないのだ。

よって、憲法14条に違反するという、この判決は論理の飛躍である、当然この後、高裁、最高裁で争われることだろうから、憲法違反は否定されるものと思う。

それにしても、マスコミの報道は、「憲法14条に違反する」という部分だけを大きく取り上げ、解説も少なく、報道の一般読者は、「同性婚」を認めるものと誤解させられる、マスコミの罪は大きい。